

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条―第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)</p> <p>第二十六条の二 令第十三条第五項の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。</p> <p>一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>(型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)</p> <p>第二十九条の三 令第十四条の二第十四号の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。</p> <p>一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条―第二十九条の三)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第二十九条の四 (略)

第二十九条の三 (略)